

年に一度は特定健診・がん検診を受けましょう

町ぐるみ健診（集団健診）

町ぐるみ健診では、特定健診や各種がん検診を受診することができません（要事前申込）。詳しくは、広報3月号と同時配布の「町ぐるみ健診のお知らせ」をご覧ください。

- ◆申込方法
 - ①郵送またはファックス「町ぐるみ健診のお知らせ」に添付の申込書に記入の上、郵送またはファックスする。
 - ②電話

③ホームページ
下のQRコードから申し込む。



- ◆託児・レディースデー
左表の通り託児やレディースデー（女性受診者限定日）を設けています。託児を希望の方は、事前に左記へお申し込みください。
- ◆申込み・問合せ
健康課（市役所内線355 / ☎23-5219）

健診日	場所	託児	女性限定	
5月18日（土）	日野小学校	○		
19日（日）	比延小学校	○		
21日（火）	芳田の里ふれあい館	○		
22日（水）	大野隣保館	○		
25日（土）	重春小学校	○		
26日（日）				
27日（月）	コミュニティセンター			
28日（火）	黒田庄地区会館			
29日（水）	（黒っこプラザ）	○	○	
6月1日（土）	市民会館			
2日（日）				
3日（月）				○
9月26日（木）				○
27日（金）				○
28日（土）				
29日（日）				
30日（月）				

▲健診日程（受付時間 午前8時30分～11時予定）

個別検診（子宮がん・乳がん・大腸がん）

5月から指定の医療機関で、子宮がん・乳がん・大腸がんの個別検診が始まります。受診を希望される方は健康課へお申し込みください。また、次のいずれかに該当する方は無料で受診できます。

- ①後期高齢者医療保険に加入されている方
- ②生活保護を受けている方
- ③平成31年度市民税非課税世帯の方
- ※②または③に該当する方は、事前の申請が必要です。左記へお問い合わせください。
- ◆申込み・問合せ
健康課（市役所内線355）
- ▼子宮がん（頸がん）検診
対象 市内在住の20歳以上の女性
▼検診料 1,800円
- ▼医療機関 西脇病院▽いわたウィメンズクリニック▽遠藤産婦人科医院▽大山記念病院
- ▼対象 市内在住の40歳以上
▼検診料 40歳以上

天野内科医院	生野医院	いわたウィメンズクリニック
上田医院	大隅医院	大山記念病院
折戸整形外科医院	河原医院	クリニック和田
市立西脇病院	鈴木内科医院	富原循環器科・内科
西脇志賀クリニック	はたざわ医院	はやし内科クリニック
広野整形外科	三木医院	村上クリニック
やない外科胃腸科	近藤内科消化器科医院	多可赤十字病院
多可町国民健康保険八千代診療所	多可町立杉原谷診療所	多可町立松井庄診療所
山本医院	矢持医院	

▲指定医療機関一覧（地域別50音順）

2,100円/50歳以上、700円▼医療機関 西脇病院▽大山記念病院▼その他 西脇病院では視触診があります。大山記念病院では、施設内とマンモスによる検診があります。

▼大腸がん検診
対象 市内在住の25歳以上の方
▼検診料 700円▼医療機関 指定医療機関（左表）

▼その他 町ぐるみ健診で大腸がん検診を受診する方は、個別検診で受けられませんのでご注意ください。

無料クーポン券をご活用ください

右記の対象者に、子宮がん検診・乳がん検診・大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を5月中旬に送付します。クーポン券が届いたら検診の予約をお願いします。
※無料クーポン券が届く前に受診された場合は対象外となります。

- ◆対象者（いずれも平成31年4月1日現在の年齢）
 - ・子宮がん 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性
 - ・乳がん 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性
 - ・大腸がん 40歳、60歳

平成31年7月採用

西脇市職員を募集します



◆募集内容

右表を参照ください（受験資格など詳しくは、総務課へお問い合わせいただくか、市ホームページなどをご覧ください）。

◆申込方法

申込書に必要事項を記入し、下記へ持参または郵送してください。

◆右表の区分①の場合

- ◇申込期間 4月1日（月）～19日（金）
午前8時30分～午後5時（土・日を除く）
- ◇第1次試験 受験申込書による書面審査
- ◇第2次試験 5月25日（土）、26日（日）

◆右表の区分②の場合

- ◇申込期間 4月1日（月）～5月10日（金）
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・休日を除く）
- ◇選考日 5月25日（土）

◆申込み・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605
市役所総務課（市役所内線209）

区分	職種	予定人員	受験資格（平成31年4月1日現在）
①	一般事務職	5名程度	平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
	一般事務職（社会人経験者）		昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、民間企業等での職務経験が平成31年3月31日現在で通算3年以上ある方（平成2年4月2日以降に生まれた方は職務経験が通算2年以上）
②	土木職・建築職	若干名	平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む）を修めて卒業した方 大学院を修了した方は、昭和63年4月2日以降に生まれた方で、この職に関する専門課程を修了した方
	土木職・建築職（社会人経験者）		昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校相当以上においてこの職に関する専門課程（専門学校において専門士以上の称号を授与された方を含む）を修め、卒業後に民間企業等でこの職に関する職務経験が平成31年3月31日現在で通算して3年以上ある方（ただし、平成2年4月2日以降に生まれた方は職務経験が通算2年以上）
②	一般事務職（手話通訳士）	若干名	昭和39年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかの資格を有する方 ①手話通訳士 ②都道府県等認定（登録）の手話通訳者

ごみダイエット通信

◆環境課（☎22-3111）

第24話 紙類は資源ごみとして分別しましょう

新聞紙や段ボールなど、私たちの暮らしには紙で作られたものがたくさんあります。これらが不要になったとき、みなさんはどのように処理されていますか。

燃えるごみに含まれる紙類

市では、年間約930トンの紙類を燃えるごみとして処理しています。これは一人1日当たり換算すると、約60グラム（はがき約20枚分）に相当します。一人一人が出す紙類の量は少量でも、市全体で考えると、とても多くの量になります。

この紙類を資源として使うことで、燃えるごみの量を大幅に減らすことができます。

資源ごみ回収をご活用ください

市内では子ども会などで資源ごみ回収が行われており、新聞紙や紙パック等の紙類も回収されています。資源ごみ回収をご活用いた

だけ、燃えるごみの減量にご協力ください。回収品については、主催者の指示に従ってください。

回収された紙類は資源として再生され、トイレトペーパーなどに生まれ変わり、再び皆さんの元に戻ってきます。

紙類を分別するときの注意

ティッシュ箱の取り出し口に付いているビニールや、ラップの箱に付いている金属などは取り除いてください。また、次の物は紙類として分別できないのでご注意ください。

- ・ラミネート加工された紙等のプラスチックが取れない紙
- ・ガムの包み等の金紙や銀紙
- ・紙コップ等の防水加工された紙
- ・汚れた紙
- ・写真
- ・レシート等の感熱紙
- ・伝票等の裏カーボン紙
- ・シール等の粘着物